

**選挙に関する情報は 1-888-873-1000
までお問い合わせください。**

**Los Angeles 市では有権者情報を英語の他
に以下の言語で提供しています。**

**Այս բրոշյուրի հայերեն օրինակն ստանալու համար
զանգահարեք 1-888-873-1000 հեռախոսահամարով:**

**要素取本手冊の中文版・
請致電 1-888-873-1000**

**برای تهیه‌ی نسخه‌ای از این جزوه به زبان فارسی، با شماره تلفن
1-888-873-1000 تماس بگیرید**

**हिन्दी में इस पैम्फलेट की प्रति प्राप्त करने के लिए,
1-888-873-1000 पर फोन करें**

**このパンフレットの日本語版をご希望の方は、
1-888-873-1000までお電話ください。**

**ដើម្បីទទួលបានឯកសារថតចម្លងមួយច្បាប់ពីកូនសៀវភៅនេះជាភាសាខ្មែរ
សូមហៅទូរស័ព្ទលេខ 1-888-873-1000**

**이 팸플릿을 한국어로 원하시면 다음 전화번호로
연락하십시오. 1-888-873-1000**

**Для получения копии данной брошюры на русском
языке позвоните по номеру 1-888-873-1000.**

**Para obtener una copia de este folleto en español,
llame al 1-888-873-1000**

**Para makakuha ng kopya ng pamplet na ito sa Tagalog,
tumawag sa 1-888-873-1000**

**เพื่อขอสำเนาจลสารนี้ในภาษาไทย โปรดโทรศัพท์ติดต่อที่หมายเลข
1-888-873-1000**

**Muốn có một tập sách này bằng tiếng Việt, hãy gọi số
1-888-873-1000**

目次

	ページ
投票用紙要約.....	3-5
<hr/>	
投票法案、意見、本文	
提案 CB.....	6
提案 TC.....	11
提案 TT.....	19

有権者情報

Los Angeles郡公認記録係/郡書記は、Los Angeles市議会選挙の管理者です。

このパンフレットは、2026年6月2日実施の予備指名選挙における市の投票法案に関する情報のみが掲載されています。

投票センター等、選挙に関する詳細情報については、LA郡まで、(800) 815-2666にご連絡いただくか、www.lavote.govをご覧ください。

次の 3 ページには市投票法案の簡略版が記載されています。各法案の全文及びその他の情報は投票要約の後に記載されています（目次を参照）。

LOS ANGELES 市提案 CB

表題:

無認可の大麻事業者に対して大麻事業税を適用する。

案件:

Los Angeles 市が現在課している大麻事業税を、無許可の大麻事業者にも適用するための条例を制定すべきだろうか？

状況:

Los Angeles 市は、無許可の大麻関連事業者に、事業の総収入に基づいて決定される事業税の支払いを義務付けていない。現在、Los Angeles 市に事業税を納める義務があるのは、認可を受けた大麻関連事業者のみである。

提案:

この法案は、Los Angeles 市において現在認可を受けた大麻事業者に適用されているのと同じ総収入税を、無許可の大麻事業者にも適用する条例を承認するものである。

「はい」に投票する意味:

あなたは、現在認可を受けた大麻事業者に課されている Los Angeles 市の大麻事業総収入税を、無許可の大麻事業者にも適用するための条例を制定することを望んでいる。

「いいえ」に投票する意味:

あなたは、現在認可を受けた大麻事業者に適用されている Los Angeles 市の大麻事業総収入税を、無許可の大麻事業者にも適用する条例が採択されることを望んでいない。

この法案の全文は 8 ページから始まる。

LOS ANGELES 市提案 TC

表題：

オンライン旅行会社に対して一時的宿泊税を適用する。

案件：

Los Angeles 市は、オンライン旅行会社やその他の旅行会社に対する一時的宿泊税 (TOT) の徴収および報告要件を更新すべきでしょうか？

状況：

現在、ホテルは、30 日以下の滞在期間の宿泊客に対し、すべての手数料およびサービス料を含む総賃料に対して宿泊税 TOT を請求し、徴収している。オンライン旅行会社やその他の旅行会社は、ホテルと交渉して割引料金または卸売価格で客室を利用できるようにしている。オンライン旅行会社やその他の旅行会社は、TOT を、手数料やサービス料を含む宿泊客に請求される合計金額ではなく、交渉済みのレンタル料金に基づいて徴収する。

提案：

この法案により、オンライン旅行会社やその他の旅行会社は、ホテル宿泊客がホテルの客室を利用するために支払うすべての手数料とサービス料を含む総額に基づいて TOT を徴収することが義務付けられる。さらに、この法案は、すべてのホテル運営会社、オンライン旅行会社、その他の旅行会社に対する情報収集および報告要件を更新するものです。

「はい」に投票する意味：

あなたは、市がオンライン旅行会社やその他の旅行会社に対する TOT の徴収および報告要件を更新し、その税金を市の一般サービスに充てることを望んでいる。

「いいえ」に投票する意味：

あなたは、市がオンライン旅行会社やその他の旅行会社に対する TOT の徴収および報告要件を更新し、その税金を市の一般サービスに充てることを望んでいない。

この法案の全文は 14 ページから始まる。

表題：

一時的宿泊税の改定による市サービスの財源確保。

案件：

Los Angeles 市は、ホテル宿泊客が支払う一時的宿泊税 (TOT) を 2028 年 12 月 31 日まで 14% から 16% に引き上げ、その後は 15% に引き上げるべきでしょうか？ また、オンライン旅行会社やその他の旅行会社に対する TOT の徴収および報告要件を更新し、その税収を市の一般サービスに充てるべきでしょうか？

状況：

現在、ホテル客室またはスペースを 30 日以内利用する宿泊客に対しては、すべての手数料およびサービス料を含む総賃料に対して 14% の TOT 率が課されます。オンライン旅行会社やその他の旅行会社は、ホテルと交渉して割引料金または卸売価格で客室を利用できるようにしている。オンライン旅行会社やその他の旅行会社は、TOT を、手数料やサービス料を含む宿泊客に請求される合計金額ではなく、交渉済みのレンタル料金に基づいて徴収する。

提案：

市の一般サービス資金を確保するため、この法案では、TOT を 2028 年 12 月 31 日まで一時的に 14% から 16% に引き上げ、その後は 15% とする。さらに、この法案では、オンライン旅行会社やその他の旅行会社に対し、ホテルの客室利用にかかるすべての手数料やサービス料を含めた、宿泊客に請求する合計金額に基づいて TOT を徴収することを義務付けている。この法案は、すべてのホテル運営会社、オンライン旅行会社、その他の旅行会社に対する情報収集および報告要件も更新するものである。

「はい」に投票する意味：

あなたは、市に対し、ホテル宿泊客に対する TOT を 2028 年 12 月 31 日まで 14% から 16% に引き上げ、その後は 15% にすること、そしてオンライン旅行会社やその他の旅行会社に対する TOT の徴収および報告要件を更新し、その税収を市の一般サービスに充てることを求めている。

「いいえ」に投票する意味：

あなたは、市がホテル宿泊客に対する TOT を 2028 年 12 月 31 日まで 14% から 16% に引き上げ、その後は 15% に引き上げること、そしてオンライン旅行会社やその他の旅行会社に対する TOT の徴収および報告要件を更新して、その収益を市の一般サービスに充てることを望んでいません。

この法案の全文は 24 ページから始まる。

CB

無認可の大麻事業者に対して大麻事業税を適用する。提案 CB。

市の既存の大麻事業税を、無認可の大麻事業者にも現在の税率（大麻販売 10%、医療用大麻販売 5%、製造・栽培・その他の商業化 2%、運搬・検査・研究 1%）で適用し、道路・歩道の修繕、911 緊急対応、消防、公園などの一般市サービスのために年間約 3,000 万～3,500 万ドルの歳入を生み出し、有権者によって終了されるまで継続する条例を採択すべきか。

公正な要約

SHARON M. TSO、主任立法アナリストによる

2016 年に州全体で嗜好用大麻が合法化された住民投票案 64 号に続き、Los Angeles の有権者は 2017 年に住民投票案 M を承認し、Los Angeles 市に対し、地域の大麻関連事業を規制・課税する権限を付与した。

Los Angeles 市条例第 II 章第 1 条第 21.51 項および第 21.52 項は、市内のすべての認可を受けた大麻関連事業に対する事業税を定めている。納税額は、事業の総収入に基づいて決定される。

現在、Los Angeles 市条例では、ロサンゼルス市の大麻関連事業税は認可を受けた大麻関連事業者にのみ適用される。大麻税率は、大麻販売による総収入の 10%、医療用大麻販売による総収入の 5%、製造、栽培その他の商業化による総収入の 2%、輸送、検査または研究による総収入の 1%とされている。これらの税金は、無認可の大麻関連事業には適用されない。

この法案は、Los Angeles 市条例を改正する条例を採択し、無認可の大麻関連事業にも Los Angeles 市の大麻関連事業税を適用するものである。したがって、無認可の大麻関連事業は、Los Angeles 市が現在、認可を受けた大麻関連事業に課しているのと同じ総収入に基づく税の対象となる。徴収された大麻税収は市の一般会計に繰り入れられ、市のサービスを支援するために使用される。

本法案は、有権者の過半数の承認を得た場合に発効する。

財政影響声明

MATTHEW W. SZABO、市行政官による

この法案は、市の既存の大麻関連事業税を、無認可の大麻関連事業にも現行の税率で適用するものである：大麻販売には 10%、医療用大麻販売には 5%、製造または栽培には 2%、輸送または検査には 1%の税率が適用される。この法案により、市には年間約 3,000 万ドルから 3,500 万ドルの歳入が見込まれる。その収益は一般会

計に繰り入れられ、消防や警察の対応、道路や歩道の修繕、交通その他の市の一般サービスに充てられる。税務および規制執行に係る年間の行政コストは、約 220 万ドルから 1,050 万ドルと見込まれている。実際の費用は、執行活動の種類や、無認可事業の閉鎖または税務・規制への遵守を確保するために必要な取組水準によって異なる。

提案された投票法案の本文

条例第 _____ 条

Los Angeles 市条例第 II 章第 1 条第 21.51 項および第 21.52 項を改正し、市の既存の大麻総収入税を無認可の大麻事業者に適用する条例。(地方法規の文言の変更は、追加部分を下線で、削除部分を取り消し線で示す。)

一方市は、医療用および非医療用大麻の市民および消費者を保護し、市の地域社会への二次的影響を軽減するため、2017 年 3 月 7 日に Los Angeles 市の有権者により承認された提案 M に基づき、包括的な大麻規制および執行制度を制定した；

一方提案 M は、派生製品およびサービスを含む医療用および非医療用大麻の商業化に従事する認可大麻事業者に対し、各種税率による総収入税制度を創設した；

一方提案 M の制定以降、認可大麻事業者に対する事業税の適用により、無認可の大麻事業者が、認可大麻事業者と同様に市の事業税を徴収および納付することなく、非医療用大麻の合法化から商業的利益を得ている；

一方市は、無認可の大麻事業者を認可大麻事業者と同一の事業税の適用対象とし、大麻市場における事業税の公平性を確保することを目的とする。

これにより、

LOS ANGELES 市の市民によって、 次のとおり条例を制定する：

第 1 項。Los Angeles 市法規第 II 章 第 1 条項 第 21.51 項 (a) 副項 第 (9) 副部門大麻事業への課税に関する規定は、次のとおり改正される：

9. 「輸送」とは、その認可を受けた者の所在地から他の認可を受けた者の所在地へ大麻および／または大麻製品を移転することをいう。

第 2 項。Los Angeles 市法規第 II 章 第 1 条項 第 21.51 項 (b) 副項の、大麻事業への課税に関する法律は次のように改正される：

(b) 本項の適用上、課される事業税は次のとおりとする：

1. 認可を受けた全ての大麻および／または大麻製品の販売を行う事業を営む者は、総収入 \$1,000.00 またはその端数ごとに \$100.00 の事業税を支払わなければならない。医療用大麻の販売は、本条項第 21.52 項の規定に従い課税される。

2. 認可を受けた全ての大麻および／または大麻製品の輸送を行う事業を営む者は、総収入 \$1,000.00 またはその端数ごとに \$10.00 の事業税を支払わなければならない。

3. 認可を受けた全ての大麻および／または大麻製品の検査を行う事業を営む者は、総収入 \$1,000.00 またはその端数ごとに \$10.00 の事業税を支払わなければならない。

4. 認可を受けた全ての大麻および／または大麻製品の研究を行う事業を営む者は、総収入 \$1,000.00 またはその端数ごとに \$10.00 の事業税を支払わなければならない。

5. 認可を受けた全ての大麻および／または大麻製品の製造または栽培を行う事業を営む者は、総収入 \$1,000.00 またはその端数ごとに \$20.00 の事業税を支払わなければならない。

6. 認可を受けた全ての大麻および／または大麻製品の商品化に関連する事業を営む者は、総収入 \$1,000.00 またはその端数ごとに \$20.00 の事業税を支払わなければならない。

第 3 項。Los Angeles 市法規第 II 章 第 1 条項 第 21.51 項 (d) 副項の、大麻事業への課税に関する法律は次のように改正される：

(d) すべての事業税は、2018 年 7 月 1 日から本条項第 21.04 (b) 項の規定に従い四半期ごとに納付しなければならない、これには 2018 年 1 月 1 日以降に発生した未納の税額を含むものとする。その後、2019 年 7 月 1 日から本条項第 21.04 (c) 項の規定に従い毎月納付しなければならない。当該事業税は、当該者が認可を受けているか、または認可を受けずに営業しているかにかかわらず、支払わなければならない。

第 4 項。Los Angeles 市法規第 II 章 第 1 条項 第 21.51 項 (f) 副項の、大麻事業への課税に関する法律は次のように改正される：

(f) 財務局長は、本条項第 21.08 項に基づき本条の適用を受ける者に事業税登録証明書を交付するに当たり、本条項第 21.15 (h) 項の規定に従い、追加の要件または条件を定めることができる。当該要件または条件には、遵守に関する宣誓供述書および／または認可の証明を含む場合がある。本条に基づき要求される宣誓供述書において虚偽の陳述または虚偽の表示をした者は、軽犯罪の罪に問われる。

第 5 項。Los Angeles 市法規第 II 章 第 1 条項 第 21.52 項 (b) 副項の、医療用大麻事業への課税に関する法律は次のように改正される：

(b) 本項の適用上、課される事業税は次のとおりとする：

1. 認可を受けた全ての医療用大麻の販売に関連するその事業を営む者は、総収入 \$1,000.00 またはその端数ごとに \$50.00 の事業税を支払わなければならない。

第 6 項。Los Angeles 市法規第 II 章 第 1 条項 第 21.52 項 (d) 副項の、医療用大麻事業への課税に関する法律は次のように改正される：

(d) すべての事業税は、2018 年 7 月 1 日から本条項第 21.04 (b) 項の規定に従い四半期ごとに納付しなければならず、これには 2018 年 1 月 1 日以降に発生した未納の税額を含むものとする。その後、2019 年 7 月 1 日から本条項第 21.04 (c) 項の規定に従い毎月納付しなければならない。当該事業税は、当該者が認可を受けているか、または認可を受けずに営業しているかにかかわらず、支払わなければならない。

第 7 項。Los Angeles 市条例第 II 章第 1 条第 21.52 条 (f) 項（医療用大麻事業の事業税に関する規定）は、次のとおり改正される：

(f) 財務局長は、本条項第 21.08 項に基づき本条の適用を受ける者に事業税登録証明書を交付するに当たり、本条項第 21.15 (h) 項の規定に従い、追加の要件または条件を定めることができる。当該要件または条件には、遵守に関する宣誓供述書および／または認可の証明を含む場合がある。本項に基づき要求される宣誓供述書において虚偽の陳述または虚偽の表示をした者は、軽犯罪の罪に問われる。

第 8 項。有権者への提出。本条例は、市の有権者に提出される。本条例が投じられた票の過半数により承認された場合、本条例は有効となり、ここに定める該当項は、その後 Los Angeles 市法規の一部とみなされる。

第 9 項。修正案。市議会は、本条例のいかなる規定も改正することができる。ただし、税を課し、延長し、または増額する結果となる改正については、有権者の承認を必要とする。

第 10 項。可分性。本条例のいずれかの項、副項、条項、文章、句または、その適用、もしくはそのいずれかの部分が、管轄権を有する裁判所、または審判機関により違憲または無効と判断された場合でも、本条例のその他の項、副項、条項、文章、句、部分、またはその適用は、引き続き効力を有したものとする。この趣旨において本条例の各規定は可分である。さらに、有権者は、違憲または無効とされた項、副項、条項、文章、句、部分 または適用がなくても、本条例のすべての項、副項、条項、文章、句、部分および、適用を可決したであろうことを宣言する。

TC

オンライン旅行会社に対して一時的宿泊税を適用する。提案 TC。

ホテルおよび宿泊施設の利用者が負担する市の一時的宿泊税を更新し、オンラインその他の旅行会社に税の徴収および納付を義務付け（現在の税率は 14%）、道路・歩道の修繕、911 緊急対応、消防、公園などの一般市サービスのために年間約 500 万ドルの歳入を生み出し、有権者によって終了されるまで継続する条例を採択すべきか。

公正な要約

SHARON M. TSO、主任立法アナリストによる

Los Angeles 市法規 (LAMC) 第 II 章第 1.7 条項は、市の一時的宿泊税 (TOT) に関する指針を定めており、これはホテルの客室またはスペースに連続 30 日以下で滞在する宿泊客が支払う税である。現在の TOT は、ゲストが支払う総家賃の 14% であり、すべての手数料およびサービス料を含みます。

オンライン旅行代理店、プラットフォーム、企業その他の類似の仲介事業者は、ホテルと交渉して客室を割引価格または卸売価格で確保し、その上で客室の使用権に対する各種手数料やサービス料を加算して宿泊客により高い料金を請求することで事業を運営している。これらの追加の手数料およびサービス料は、現行の TOT の指針の対象外である。LAMC は、ホテルおよびオンライン宿泊事業者が、ゲストが実際に支払う総家賃 オンライン旅行会社による手数料やサービス料を含むに基づいてではなく、最初に交渉された客室料金に基づいて TOT を納付することを規定しています。

この法案は、LAMC を改正し、TOT の算定における「賃料」の定義を、宿泊者が支払う総額以下の手数料およびサービス料を含むに改めるものである：

- 割引客室料金 - ホテルがオンライン旅行会社、予約代理店、または客室再販業者に、賃貸用ホテルの宿泊に対して請求する合計金額；
- 「取次手数料」とは、表示客室料金が割引客室料金を上回る場合のその超過額をいう；
- 取引手数料、サービス料、予約手数料、処理手数料、小売上乗せ額、仲介手数料、取消料および解約違約金、ならびに California 州観光マーケティング賦課金；
- 返還されない前払予約金およびその他の賃貸保証金；
- 物品またはサービスに対して課される料金；
- 販売者が特典または報酬プログラムから受領する対価または価値；そして
- 旅行パッケージの一部を構成する賃料に合理的に帰属すると認められるその他の料金。

さらに、この法案は、すべてのホテル運営者に対する徴収要件を更新するとともに、オンライン旅行代理店、企業、プラットフォームおよびその他の類似の仲介事業者

に関する報告要件を追加するものである。この法案により徴収される TOT の収入は、市の一般基金に預けられ、市のサービス道路や歩道の修繕、消防活動などの支援に使用されます。

別の投票法案では、市の TOT 条例における「賃料」の定義に関して、LAMC に同様の改正を行う。この投票法案には、他の TOT に関する法案と矛盾せず、補完的なものである旨の規定が含まれている。この規定は、両方の法案が有権者の過半数の承認を得た場合、両案のすべての条項が施行され、有効となることを定めている。

本法案は、有権者の過半数から承認された場合に有効になる。

財政影響声明

MATTHEW W. SZABO、市行政官による

この法案は、オンライン旅行会社に関連する抜け穴を解消するため、市の一時的宿泊税 (TOT) を改定するものである。この規定により、オンライン旅行会社は、ホテルの客室を予約する際に課されるすべてのサービス料および手数料に対して TOT を徴収・納付することが求められます。この法案は、現行の TOT 率には影響を与えない。この法案により、市には年間で約 500 万ドルの歳入が見込まれる。その収益は一般会計に繰り入れられ、消防や警察の対応、道路や歩道の修繕、交通その他の市の一般サービスに充てられる。この法案によって、市に追加的な費用が発生することはないと見込まれている。

提案 TC への賛成意見

提案 TC は、Los Angeles 市が既に徴収すべき歳入を確実に徴収し、今日の旅行および予約慣行を反映するように一時的宿泊税 (TOT) 制度を近代化するものです。現在、抜け穴を利用している一部のオンライン旅行会社は、宿泊客が支払う全額ではなく、ホテルに支払う割引卸売価格のみに基づいて宿泊税を納付している。これは、市が重要な公共サービスを支えるはずの歳入を失うことを意味する。

本法案は新たな税を創設するものではなく、抜け穴を塞ぎ、時代遅れの規則を現代化することで、制度が意図どおりに機能するようにするものです。この法案は、オンライン旅行会社やプラットフォームに対し、顧客が支払った全額に対して TOT を徴収・納付することを義務付け、ホテル関連のどの料金が課税対象となるかを明確にすることで、既存の税法における時代遅れの抜け穴を塞ぎ、宿泊業界全体で公平かつ一貫した宿泊税の徴収を確保するものです。

得られる歳入は、緊急対応、インフラ整備、地域への投資など、住民が日々頼りにしている重要なサービスの財源となる。重要なのは、この宿泊税はホテルや短期宿泊施設に滞在する観光客が支払うものであり、Los Angeles 市民の大多数が支払うものではないということだ。

提案 TC に賛成票を投じることで、Los Angeles の運営を支えるサービスに対する公平性、説明責任、そして持続可能な資金調達が確保されます。

提案 TC への賛成意見に署名した者

TIM MCOSKER
市議会議員、第 15 区
City of LA

DOANE LIU
市観光局長
City of LA

EUNISSES HERNANDEZ
市議会議員、第 1 区
City of LA

BOB BLUMENFIELD
市議会議員、第 3 区
City of LA

MATT SZABO
市行政官
City of LA

この法案への反対意見は提出されませんでした。

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。

提案された投票法案の本文

条例第 _____ 条

Los Angeles 市法規第 II 章第 1.7 条項の一部を改正し、オンライン旅行代理店、企業及びプラットフォームに対し、ホテル客室に課されるすべての料金及び手数料について Los Angeles 市一時的宿泊税を徴収し、納付することを義務付ける条例。(地方法規の文言の変更は、追加部分を 下線 で、削除部分を 取り消し線 で示す。)

一方、Los Angeles 市法規は市の一時的宿泊税 (TOT) を定めているところ、同税は、TOT 条例において定義されるホテルの客室又は空間を使用する者が支払う税である；

一方、財務局は、オンライン旅行会社を通じてホテルの客室が予約された場合に生じる TOT 徴収の不足について分析した報告書を発行している (評議会ファイル番号 23-0318 及び 24-1456 参照)；

一方、財務局の報告書において分析されているところによれば、オンライン旅行会社がホテルの客室の割引価格又は卸売価格を交渉し、その後、当該客室を使用する権利について顧客により高額を請求するという事業モデルにより、現行の TOT の課税対象外となる客室関連料金が生じている；

一方、市行政責任者はオンライン旅行会社が支払う卸売価格又は割引価格と、オンライン旅行会社を通じてホテル客室の料金を支払う宿泊者が支払う金額との差額から生じる当該 TOT 徴収ギャップに対処することにより、市の一般運営予算に財政的利益がもたらされる旨を指摘する報告書を発行している；

一方、本投票法案は、有権者の承認を得た場合、オンライン旅行会社の事業活動から生じる TOT 徴収の不足に対処するため、市の現行の TOT 条例を改正するものである。

これにより、

LOS ANGELES 市の市民は 次のとおり条例を制定する：

第 1 項。Los Angeles 市法規第 II 章第 1.7 条項第 21.7.2 項第一段落は、次のとおり改正される：

文脈上別段の定めがある場合を除き、本項に定める定義は、本条の解釈を支配する。本条項の定義は、本条に基づく税の賦課、徴収及び納付を促進する趣旨で、広く解釈されるものとする。

第 2 項。Los Angeles 市法規第 II 章第 1.7 条項第 21.7.2 項 (e) 副項は、次のとおり改正される：

(e) 賃料。「賃料」とは、ホテルの空間の使用に対して請求される対価であって、現実を受領されたか否かを問わず、金銭、物品、労務その他い

かなる方法により受領されるかを問わず金銭に評価されるものをいい、あらゆる収入、現金、信用、財産及びあらゆる種類又は性質の役務を含み、これらからいかなる控除も行わないものとする。また、これには、次に掲げるものを含むが、これらに限定されない：本定義のいかなる規定も、ホテルの空間が運営者により滞在者に無償で提供され、かつ、いかなる他の者からも対価が請求され又は受領されない場合において、当該空間の使用について直接又は間接に賃料が請求されることを意味するものと解してはならない。

1. 割引客室料金及び取次手数料；
2. 取引手数料、サービス料、予約手数料、処理手数料、小売上乘せ額、仲介手数料、取消料及び解約違約金並びに California 州観光マーケティング賦課金；
3. 返還されない前払予約金及びその他の賃料保証金；
4. 家具、什器、電気器具、リネン、タオル、非コイン式金庫、スパ又はフィットネスセンターの使用又は利用、リゾートの使用又は利用（一般にリゾート料金又はデスティネーション料金と称されるもの）、インターネット、テレビ及び電話の利用、ハウスキーピング又は客室清掃、ペットの滞在、ペット料金又はペット関連清掃、追加滞在者並びに日割滞在又は早期若しくは遅延の到着若しくは出発に係る料金を含むが、これらに限定されない品目又は役務に対して課される料金；
5. 特典又は報奨プログラムから事業者が受領する対価又は価値（特典ポイント、報奨ポイント、インセンティブ又はボーナスの引換えを含む。）並びに；
6. 旅行パッケージの一部を構成する賃料に合理的に帰属すると認められるその他の料金。

本定義のいかなる規定も、ホテルの空間が運営者により滞在者に無償で提供され、かつ、いかなる他の者からも対価が請求され又は受領されない場合において、当該空間の使用について直接又は間接に賃料が請求されることを意味するものと解してはならない。

第3項。Los Angeles 市法規第II章第1.7条項第21.7.2項(f)副項は、次のとおり改正される：

(f) 事業者。「事業者」とは 主たる事業者又は従たる事業者をいう。 事業者とは、ホテルの所有者若しくは経営者、又は所有者、賃借人、占有中の抵当権者、使用許諾を受けた者その他いかなる資格においてであるかを問わず、ホテル内の客室を賃貸する権利を有する者をいう。ホテルの運営について主たる責任を負う所有者又は経営者は、主たる事業者とみなす。主たる事業者が、その機能の全部又は一部を、管理代理人、予約代理人、客室販売者若しくは客室再販売者、又は本条例第12.03条に定義されるホスティング・

プラットフォーム、オンライン客室販売者、オンライン客室再販売者若しくはオンライン旅行代理店を含むがこれらに限定されない従業員以外の代理人若しくは契約者を通じて遂行し又は委任する場合、当該者は従たる事業者とみなす。

従たる事業者は、本条の目的上、事業者とみなされ、本条の規定に基づき市に納付すべき税額の全額の徴収及び納付を含むがこれらに限定されない、主たる事業者と同一の義務及び責任を負う。従たる事業者は、本条に基づき納付すべき税額の全額について、他の事業者により既に納付された税額の控除を受けた上で、財務局長官に直接又は主たる事業者を通じて納付することにより、本条の規定に基づく義務を履行することができる。

主たる事業者又は従たる事業者のいずれかが本条の規定を遵守した場合には、双方が遵守したものとみなす。また、本条のいかなる規定も、滞在者が負担すべき税額の全額以外の金額の納付を要求するものと解してはならない。

第4項。Los Angeles 市法規第II章第1.7条項第21.7.2項に、(g) から (n) までの各号を次のとおり加える：

(g) 取次手数料。「取次手数料」とは、存在する場合における割引客室料金を表示客室料金が超過する金額をいう。

(h) 仲介者。「仲介者」とは、直接又は間接に、(i) ホテルにおける空間の使用を仲介し、かつ、(ii) 当該使用に関連して、取次手数料を含むがこれに限定されない賃料を請求し、徴収し、又は受領する者をいう。仲介者には、旅行代理人若しくは予約代理人、本条例第12.22 A.32条に定義されるホスティング・プラットフォーム、客室販売者若しくは客室再販売者、オンライン客室販売者若しくはオンライン客室再販売者、又はあらゆる種類若しくは性質のオンライン旅行代理店若しくは会社を含むが、これらに限定されない。

(i) ホテルにおける空間の使用を仲介すること。「ホテルにおける空間の使用を仲介すること」とは、一般公衆によるホテルにおける空間の使用の購入若しくは販売又はその使用の権利について、仲介し、調整し、又はその他の方法により手配することをいう(顧客)。

(j) 割引客室料金。「割引客室料金」とは、ホテルにおける空間の使用について、主たる事業者が従たる事業者に請求する総額をいう。

(k) 表示客室料金。「表示客室料金」とは、仲介者が滞在者に対して請求する総対価額であって、販売に関連して課される税額を控除する前の手数料又は料金を含むものをいう。

(l) 旅行パッケージ。「旅行パッケージ」とは、ホテルにおける空間の使用を、航空輸送、レンタカーその他類似の構成要素の一又は二以上と組み合わせ、単一の小売価格で請求されるものをいう。

(m) 従たる事業者。「従たる事業者」とは、管理代理人、予約代理人、客室販売者若しくは客室再販売者、ブローカー、仲介者その他の代理人若しくは契約者（本条例第 12.22 A.32 条に定義されるホスティング・プラットフォーム、オンライン客室販売者、オンライン客室再販売者若しくはオンライン旅行代理店を含むがこれらに限定されない。）であって、主たる事業者がその機能の全部又は一部を従業員以外の者に委任する場合における当該者をいう。

(n) 主たる事業者。「主たる事業者」とは、所有者、賃借人、占有中の抵当権者、使用許諾を受けた者その他いかなる資格においてであるかを問わず、ホテル内の客室を賃貸する権利を有し、かつ、ホテルの運営について主たる責任を負う者をいう。

第 5 項。Los Angeles 市法規第 II 章第 1.7 条項第 21.7.5 項は、次のとおり改正される：

第 21.7.5 項。事業者の義務。

各事業者は、本条により課される税額を、各滞在者から賃料を徴収するのと同じ範囲において、かつ、同一の時期に徴収するものとする。税額は請求される賃料額と区分して表示しなければならず、各滞在者は事業者から支払の領収書を受けるものとする。いかなるホテルの事業者も、直接又は間接を問わず、税額又はその一部を当該事業者が負担し若しくは吸収する旨、当該税額を賃料に加算しない旨、又は加算した場合に本条に定める方法以外の方法によりその全部若しくは一部を返還する旨を広告し、又は表示してはならない。従たる事業者は、本条に基づき納付すべき税額の全額について、関係事業者に既に納付された税額の控除を受けた上で、財務局長官に直接又は当該関係事業者を通じて納付することにより、本条の規定に基づく義務を履行することができる。主たる事業者又は従たる事業者のいずれかが本条の規定を遵守した場合には、適用される税務上の義務について双方が遵守したものとみなす。また、本条のいかなる規定も、滞在者が負担すべき税額の全額以外の金額の支払又は納付を要求するものと解してはならない。

第 6 項。Los Angeles 市法規第 II 章第 1.7 条項第 21.7.2 項第一段落は、次のとおり改正される：

各事業者は、各暦月の 25 日までに、前暦月中に請求し及び受領した賃料の総額並びにホテルにおける空間の使用に対して徴収した税額について、財務局長官に申告書を提出しなければならない。該当する場合には、当該前暦月に各従たる事業者から受領した賃料額の明細を含むものとする。申告書の提出時に、徴収した税額の全額及び徴収していないが徴収すべき税額の全額を、財務局長官に納付しなければならない。規定のある場合を除く。第 21.7.8 項に規定する場合を除き、事業者は、滞在者から徴収しておらず、かつ、徴収する義務のない税額について、財務局長官に納付する義務を負わない。本条に基づき事業者が徴収し、又は徴収すべき税額は、市に支払われ

るまで、市のために信託として保持されるものとする。本条に基づき徴収されたか否かを問わず、納付すべき税額の全額は、事業者が市に対して負う債務とみなされ、市への支払によってのみ消滅する。

第7項。有権者への提出。本条例は、市の有権者に提出される。本条例が投じられた票の過半数により承認された場合、本条例は有効となり、ここに定める該当条項は、その後 Los Angeles 市法規の一部とみなされる。

第8項。修正案。市議会は、本条例のいかなる規定も改正することができる。ただし、税を新たに課し、継続し、又は増額することとなる改正については、有権者の承認を要する。

第9項。可分性。本条例のいずれかの項、副項、条項、文章、句または、その適用、もしくはそのいずれかの部分が、管轄権を有する裁判所、または審判機関により違憲または無効と判断された場合でも、本条例のその他の項、副項、条項、文章、句、部分、またはその適用は、引き続き効力を有したものとする。この趣旨において本条例の各規定は可分である。さらに、有権者は、違憲または無効とされた項、副項、条項、文章、句、部分 または適用がなくても、本条例のすべての項、副項、条項、文章、句、部分および、適用を可決したであろうことを宣言する。

第10項。本法案は、市議会及び有権者により、本法案と同一の投票用紙に掲載されるよう市議会が有権者に付議した一時的宿泊税の引上げに関する投票法案を補完し、かつ補足するものとして意図するものである。両法案が有権者の過半数の承認を得た場合には、両法案の規定は相互に補完的かつ補足的であり、相互に矛盾しないものとみなされ、両法案のすべての規定は施行され、有効とする。

TT

一時的宿泊税の改定による市サービスの財源確保。提案 TT。

ホテルおよび宿泊施設の利用者が負担する現在 14%の一時的宿泊税を、2028 年までは 16%、その後は 15%に引き上げ、さらにオンラインその他の旅行会社に税の徴収および納付を義務付けることにより、道路・歩道の修繕、911 緊急対応、消防、公園などの一般市サービスのために年間約 2,200 万～4,400 万ドルの歳入を生み出し、有権者によって終了されるまで継続する条例を採択すべきか。

公正な要約

SHARON M. TSO、主任立法アナリストによる

Los Angeles 市法規 (LAMC) 第 II 章第 1.7 条項は、市の一時的宿泊税 (TOT) に関する指針を定めており、これはホテルの客室またはスペースに連続 30 日以下で滞在する宿泊客が支払う税である。現在の TOT は、ゲストが支払う総家賃の 14%であり、すべての手数料およびサービス料を含みます。14%の TOT 率は、1993 年以降適用されている。この法案は、LAMC を改正し、TOT 税率を一時的に 2%引き上げて 16%とし 2028 年 12 月 31 日まで、その後 2029 年 1 月 1 日以降は恒久的に TOT 税率を 15%に設定するものである。

オンライン旅行代理店、企業、プラットフォームおよびその他の類似の仲介事業者は、ホテルと交渉して客室を割引価格または卸売価格で確保し、その上で客室利用権に対する各種手数料やサービス料を加算して宿泊客により高額な料金を請求することで事業を運営している。これらの追加手数料およびサービス料は、現行の TOT ガイドラインの対象外である。LAMC は、ホテルおよびオンライン宿泊事業者が、ゲストが実際に支払う総家賃 オンライン旅行会社による手数料やサービス料を含むに基づいてではなく、最初に交渉された客室料金に基づいて TOT を納付することを規定しています。

この法案は、LAMC を改正し、TOT 算定における「賃料」の定義を、宿泊者が支払う総額以下の手数料およびサービス料を含むとして更新するものである：

- 割引客室料金 - ホテルがオンライン旅行会社、予約代理店、または客室再販業者に、賃貸用ホテルの宿泊に対して請求する合計金額；
- 取次手数料 - とは、表示客室料金が割引客室料金を上回る場合のその超過額をいう；
- 取引手数料、サービス料、予約手数料、処理手数料、小売上乗せ額、仲介手数料、取消料および解約違約金、ならびに California 州観光マーケティング賦課金；
- 返還されない前払予約金およびその他の賃貸保証金；
- 物品またはサービスに対して課される料金；
- 販売者が特典または報酬プログラムから受領する対価または価値；そして

- 旅行パッケージの一部を構成する賃料に合理的に帰属すると認められるその他の料金。

さらに、この法案は、すべてのホテル運営者に対する徴収要件を更新するとともに、オンライン旅行代理店、企業、プラットフォームおよびその他の類似の仲介事業者に関する報告要件を追加するものである。この法案により徴収される TOT の収入は、市の一般基金に預けられ、市のサービス 道路や歩道の修繕、消防活動などの支援に使用されます。

別の投票法案では、市の TOT 条例における「賃料」の定義に関して、LAMC に同様の改正を行う。この投票法案には、他の TOT に関する法案と矛盾せず、補完的なものである旨の規定が含まれている。この規定は、両方の法案が有権者の過半数の承認を得た場合、両案のすべての条項が施行され、有効となることを定めている。

本法案は、有権者の過半数から承認された場合に有効になる。

財政影響声明

MATTHEW W. SZABO、市行政官による

この法案により、市の一時的宿泊税 (TOT) は 2028 年まで 14% から 16% に引き上げられる。この増収により、2027 年の Super Bowl や 2028 年の Olympic と Paralympic の競技大会を含む、2028 年までに市内および周辺で開催される主要イベント期間中の市のサービスおよびインフラにかかる負担を相殺するため、年間約 4,400 万ドルの市歳入が見込まれる。2029 年には TOT の税率が 15% に引き下げられ、一般的な市のサービス向けに年間約 2,200 万ドルの継続的な収入が見込まれます。この法案は、オンライン旅行会社に関連する抜け穴を解消するため、TOT も改正するものである。この規定により、オンライン旅行会社は、ホテルの客室を予約する際に課されるすべてのサービス料および手数料に対して TOT を徴収・納付することが求められます。この法案によって、市に追加的な費用が発生することはないと見込まれている。

提案 TT への反対意見

Los Angeles のホテル税を引き上げる提案 TT に反対票を投じてください

Los Angeles は既に California 内で最も高い水準の一つである 14% のホテル税率を課している。提案 TT は一時的宿泊税（ホテル税）を引き上げるものであり、これにより観光客が Los Angeles 市域外に流出し、市の主要サービスのための税収が減少し、観光経済全体における雇用が脅かされることになる。

Los Angeles の観光業は、パンデミック以降、完全には回復していない。観光客の需要は 2019 年の水準を下回ったままであり、一方でホテルの運営コストは上昇を続けている。多くの事業者が既に人員、サービス、営業時間の維持に苦慮している。

市は過去二年間でホテル税収入が \$2,800 万不足している。これらの税金は、道路、公園、公共安全などの不可欠な公共サービスの財源となっている。新たな観光税の増税は、Long Beach、Santa Monica、Beverly Hills といった近隣都市への観光客流出を招き、この赤字をさらに拡大させる結果となる。

観光業は五十万人以上の高賃金の雇用を支え、レストラン、文化施設、娯楽施設、中小企業における地域での消費を促進している。観光客が市外に滞在し消費することを選択すると、Los Angeles は中小企業や地域の雇用を支える重要な経済活動を失うことになる。

増税は、Los Angeles が World Cup や Olympics といった大規模な国際イベントに備える上で何の役にも立たない。訪問者のコスト上昇により、Los Angeles は旅行者やコンベンションにとって魅力が低下する。特に、近隣の手頃な価格の多くの都市と競争している中では、その影響は大きい。

提案 TT は、観光・ホスピタリティ分野への将来の投資を阻害するものである。新たなホテルや開発事業が市外に移転すると、Los Angeles は建設関連の雇用、長機関連雇用、そして将来の収益源を失うことになる。

Los Angeles 最大級の民間雇用主の一つであり、最も重要な経済の原動力でもある産業を弱体化させることなく、市の財政を安定させるためのより良い方法がある。

雇用を守ってください。観光業を守ってください。救急隊員の活動資金となる歳入を守ってください。

提案 TT に反対票を投じて下さい。

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。

提案 TT に対する反対意見に署名した人

JOHN S. LEE
市議会議員、第 12 区

JACKIE FILLA
会長 /CEO
Hotel Association of Los Angeles

ROBERT C. LAPSLEY
会長
California Business Roundtable

CHAD MAENDER
会長 /CEO
LAX Coastal Chamber

RAY PATEL
会長
Northeast Los Angeles Hotel Owners
Association

TRACY HERNANDEZ
創業者兼 CEO
Los Angeles County Business Federation

この法案への賛成意見は提出されませんでした。

提案 TT に対する反論

提案 TT は、説明責任を伴わないまま、Los Angeles 市民全体に悪影響を及ぼす。

ホテルは緊急事態で住居を失った賃借人、高齢者、契約の合間にいる労働者、家族を訪問する人々、そしてバウチャープログラムを通じて宿泊するホームレスの人々など Angelenos にとって不可欠な宿泊手段を提供しています。この税の引き上げは、住宅セーフティネットの一環としてこれらのホテルに依存している住民にとって、支払いのしやすさを向上させます。提案 TT は観光客だけに影響を与えるものではありません。年間を通じてホテルに依存している Angelenos にも影響を及ぼします。

提案 TT はこの税収を市の一般財源に組み入れるため、その使い道については何の保証也没有ありません。**提案 TT は、明確な説明責任や特定の用途が定められていない恒久的な増税である。**

再び増税を行う前に、Los Angeles は既存の資源をより責任を持って管理することに注力すべきです。

提案 TT には反対票を投じましょう！

提案 TT に対する反論に署名した人物

JOHN S. LEE
市議会議員、第 12 区

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。

提案された投票法案の本文

条例第 _____ 条

Los Angeles 市法規第 II 章第 1.7 条項の一部を改正し、Los Angeles 市の一時的宿泊税を 2028 年までは 16% に、その後は 15% に引き上げるとともに、オンライン旅行代理店、企業及びプラットフォームに対し、ホテルの客室に課されるすべての料金及び手数料について当該税を徴収し、納付することを義務付ける条例。(地方法規の文言の変更は、追加部分を 下線 で、削除部分を取り消し線 ~~で~~示す。)

一方、Los Angeles 市法規は市の一時的宿泊税 (TOT) を定めているところ、同税は、TOT 条例において定義されるホテルの客室又は空間を使用する者が支払う税である；

一方、市の現行の TOT に定める税率は、客室料金の 14% である；

一方、他の近隣都市は、Los Angeles 市よりも高い TOT 税率を課している；

一方、市行政責任者 (CAO) は、市の財政安定性を強化し、道路及び歩道の補修、緊急対応サービス、消防、公園及び公園プログラムその他の一般市政サービスを含む中核的サービスを維持する必要性を示す報告書を発行している (評議会ファイル番号 25-0029 参照) ；

一方、市は、2027 年の Super Bowl 並びに 2028 年の Olympic 競技大会及び Paralympic 競技大会に関連して Los Angeles 地域外から多数の来訪者が市を訪れることを見込み、これにより市のサービス需要が増大し、市のインフラストラクチャーに負担が生じると見込んでいる；

一方、この法案は、有権者の承認を得た場合、2027 年の Super Bowl 並びに 2028 年の Olympic 競技大会及び Paralympic 競技大会に伴う来訪者の増加により拡大が見込まれる地域の観光経済から歳入を確保するため、2028 年までの間、現行の TOT 税率を 2% 引き上げ、その後は、市の一般運営予算を補完し、市の必要なサービスを提供するための追加的な歳入源を確保するため、現行の TOT 税率を 1% 引き上げるものである；

一方、財務局は、オンライン旅行会社を通じてホテルの客室が予約された場合に生じる TOT 徴収の不足について分析した報告書を発行している (評議会ファイル番号 23-0318 及び 24-1456 参照) ；

一方、財務局の報告書において分析されているところによれば、オンライン旅行会社がホテルの客室の割引価格又は卸売価格を交渉し、その後、当該客室を使用する権利について顧客により高額を請求するという事業モデルにより、現行の TOT の課税対象外となる客室関連料金が生じている；

一方、市行政責任者 (CAO) は、オンライン旅行会社が支払う卸売価格又は割引価格と、オンライン旅行会社を通じてホテルの客室の料金を支払う滞客者が支払う金額との差額から生じる当該 TOT 徴収ギャップに対処することにより、市の一般運営予算に財政的利益がもたらされる旨を指摘する報告書を発行している；

一方、本投票法案は、有権者の承認を得た場合、オンライン旅行会社の事業活動から生じる TOT 徴収の不足に対処するため、市の現行の TOT 条例を改正するものである。

これにより、

LOS ANGELES 市の市民 次のとおり条例を制定する：

第 1 項。Los Angeles 市法規第 II 章第 1.7 条項第 21.7.2 項第一段落は、次のとおり改正される：

文脈上別段の定めがある場合を除き、本項に定める定義は、本条項の解釈を支配する。本条項の定義は、本条に基づく税の賦課、徴収及び納付を促進する趣旨で、広く解釈されるものとする。

第 2 項。Los Angeles 市法規第 II 章第 1.7 条項第 21.7.2 項 (e) 副項は、次のとおり改正される：

(e) 賃料。「賃料」とは、ホテルの空間の使用に対して請求される対価であって、現実には受領されたか否かを問わず、金銭、物品、労務その他いかなる方法により受領されるかを問わず金銭に評価されるものをいい、あらゆる収入、現金、信用、財産及びあらゆる種類又は性質の役務を含み、これらからいかなる控除も行わないものとする。また、これには、次に掲げるものを含むが、これらに限定されない：本定義のいかなる規定も、ホテルの空間が運営者により滞在者に無償で提供され、かつ、いかなる他の者からも対価が請求され又は受領されない場合において、当該空間の使用について直接又は間接に賃料が請求されることを意味するものと解してはならない。

1. 割引客室料金及び取次手数料；
2. 取引手数料、サービス料、予約手数料、処理手数料、小売上乗せ額、仲介手数料、取消料及び解約違約金並びに California 州観光マーケティング賦課金；
3. 返還されない前払予約金及びその他の賃料保証金；
4. 家具、什器、電気器具、リネン、タオル、非コイン式金庫、スパ又はフィットネスセンターの使用又は利用、リゾートの使用又は利用（一般にリゾート料金又はデスティネーション料金と称されるもの）、インターネット、テレビ及び電話の利用、ハウスキーピング又は客室清掃、ペットの滞在、ペット料金又はペット関連清掃、追加滞在者並びに日割滞在又は早期若しくは遅延の到着若しくは出発に係る料金を含むが、これらに限定されない品目又は役務に対して課される料金；

5. 特典又は報奨プログラムから事業者が受領する対価又は価値（特典ポイント、報奨ポイント、インセンティブ又はボーナスの引換えを含む。）並びに；
6. 旅行パッケージの一部を構成する賃料に合理的に帰属すると認められるその他の料金。

本定義のいかなる規定も、ホテルの空間が運営者により滞在者に無償で提供され、かつ、いかなる他の者からも対価が請求され又は受領されない場合において、当該空間の使用について直接又は間接に賃料が請求されることを意味するものと解してはならない。

第3項。Los Angeles 市法規第II章第1.7条項第21.7.2項(f)副項は、次のとおり改正される：

(f) 事業者。「事業者」とは 主たる事業者又は従たる事業者をいう。 事業者とは、ホテルの所有者若しくは経営者、又は所有者、賃借人、占有中の抵当権者、使用許諾を受けた者その他いかなる資格においてであるかを問わず、ホテル内の客室を賃貸する権利を有する者をいう。ホテルの運営について主たる責任を負う所有者又は経営者は、主たる事業者とみなす。主たる事業者が、その機能の全部又は一部を、管理代理人、予約代理人、客室販売者若しくは客室再販売者、又は本条例第12.03条に定義されるホスティングプラットフォーム、オンライン客室販売者、オンライン客室再販売者若しくはオンライン旅行代理店を含むがこれらに限定されない従業員以外の代理人若しくは契約者を通じて遂行し又は委任する場合、当該者は従たる事業者とみなす。

従たる事業者は、本条の目的上、事業者とみなされ、本条の規定に基づき市に納付すべき税額の全額の徴収及び納付を含むがこれらに限定されない、主たる事業者と同一の義務及び責任を負う。従たる事業者は、本条に基づき納付すべき税額の全額について、他の事業者により既に納付された税額の控除を受けた上で、財務局長官に直接又は主たる事業者を通じて納付することにより、本条の規定に基づく義務を履行することができる。

主たる事業者又は従たる事業者のいずれかが本条の規定を遵守した場合には、双方が遵守したものとみなす。また、本条のいかなる規定も、滞在者が負担すべき税額の全額以外の金額の納付を要求するものと解してはならない。

第4項。Los Angeles 市法規第II章第1.7条項第21.7.2項に、(g) から (n) までの各号を次のとおり加える：

(g) 取次手数料。「取次手数料」とは、存在する場合における割引客室料金を表示客室料金が超過する金額をいう。

(h) 仲介者。「仲介者」とは、直接又は間接に、(i) ホテルにおける空間の使用を仲介し、かつ、(ii) 当該使用に関連して、取次手数料を含むがこ

れに限定されない賃料を請求し、徴収し、又は受領する者をいう。仲介者には、旅行代理人若しくは予約代理人、本条例第 12.22 A.32 条に定義されるホスティング・プラットフォーム、客室販売者若しくは客室再販売者、オンライン客室販売者若しくはオンライン客室再販売者、又はあらゆる種類若しくは性質のオンライン旅行代理店若しくは会社を含むが、これらに限定されない。

(i) ホテルにおける空間の使用を仲介すること。「ホテルにおける空間の使用を仲介すること」とは、一般公衆によるホテルにおける空間の使用の購入若しくは販売又はその使用の権利について、仲介し、調整し、又はその他の方法により手配することをいう。

(j) 割引客室料金。「割引客室料金」とは、ホテルにおける空間の使用について、主たる事業者が従たる事業者に請求する総額をいう。

(k) 表示客室料金。「表示客室料金」とは、仲介者が滞在者に対して請求する総対価額であって、販売に関連して課される税額を控除する前の手数料又は料金を含むものをいう。

(l) 旅行パッケージ。「旅行パッケージ」とは、ホテルにおける空間の使用を、航空輸送、レンタカーその他類似の構成要素の一又は二以上と組み合わせ、単一の小売価格で請求されるものをいう。

(m) 従たる事業者。「従たる事業者」とは、管理代理人、予約代理人、客室販売者若しくは客室再販売者、ブローカー、仲介者その他の代理人若しくは契約者（本条例第 12.22 A.32 条に定義されるホスティング・プラットフォーム、オンライン客室販売者、オンライン客室再販売者若しくはオンライン旅行代理店を含むがこれらに限定されない。）であって、主たる事業者がその機能の全部又は一部に従業員以外の者に委任する場合における当該者をいう。

(n) 主たる事業者。「主たる事業者」とは、所有者、賃借人、占有中の抵当権者、使用許諾を受けた者その他いかなる資格においてであるかを問わず、ホテル内の客室を賃貸する権利を有し、かつ、ホテルの運営について主たる責任を負う者をいう。

第 5 項。Los Angeles 市法規第 II 章第 1.7 条項第 21.7.3 項は、次のとおり改正される：

第 21.7.3 項。税の賦課。

いかなるホテルにおける空間の使用の特権に対しても、各滞在者は、本節に基づき税の対象となり、かつ、事業者が請求する賃料の額に対し、次の割合による税を支払うものとする。1964年8月1日以降1967年10月31日まででは四パーセント（4%）、同日以降1971年2月28日まででは五パーセント（5%）、同日以降1978年6月30日まででは六パーセント（6%）、同日以降

1983年6月30日までは七・五パーセント（7.5%）、同日以降1985年12月31日までは十パーセント（10%）、同日以降1987年12月31日までは十一パーセント（11%）、同日以降1990年8月31日までは十二パーセント（12%）、同日以降1993年7月31日までは十二・五パーセント（12.5%）、その後は十四パーセント（14%）。ただし、2028年12月31日までに生じる使用については十六パーセント（16%）、2029年1月1日以降に生じる使用については十五パーセント（15%）とする。当該税は、滞在者が市に対して負う債務を構成し、事業者又は市への支払により消滅する。滞在者は、賃料の支払時にホテルの事業者^に税額を支払うものとする。賃料が分割して支払われる場合、又は支払時に発生している賃料及び税額の全額に満たない金額が支払われた場合には、各支払又は各分割払ごとに、税額の相当割合が支払われたものとみなす。未払の税額は、滞在者がホテルにおける空間の使用を終了した時点で支払期限が到来する。いかなる理由により当該税額がホテルの事業者^に支払われない場合であっても、財務局長官は、当該税額を市に直接支払うことを要求することができる。

第6項。Los Angeles 市法規第II章第1.7条項第21.7.5項は、次のとおり改正される：

第21.7.5項。事業者の義務。

各事業者は、本条により課される税額を、各滞在者から賃料を徴収するのと同じ範囲において、かつ、同一の時期に徴収するものとする。税額は請求される賃料額と区分して表示しなければならず、各滞在者は事業者から支払の領収書を受けるものとする。いかなるホテルの事業者も、直接又は間接を問わず、税額又はその一部を 当該事業者が負担し若しくは吸収する旨、当該税額を賃料に加算しない旨、又は加算した場合に本条に定める方法以外の方法によりその全部若しくは一部を返還する旨を広告し、又は表示してはならない。従たる事業者は、本条に基づき納付すべき税額的全額について、関係事業者に既に納付された税額の控除を受けた上で、財務局長官に直接又は当該関係事業者を通じて納付することにより、本条の規定に基づく義務を履行することができる。主たる事業者又は従たる事業者のいずれかが本条の規定を遵守した場合には、適用される税務上の義務について双方が遵守したものとみなす。また、本条のいかなる規定も、滞在者が負担すべき税額的全額以外の金額の支払又は納付を要求するものと解してはならない。

第7項。Los Angeles 市法規第II章第1.7条項第21.7.7項第一段落は、次のとおり改正される：

各事業者は、各暦月の25日までに、前暦月中に請求し及び受領した賃料の総額並びにホテルにおける空間の使用に対して徴収した税額について、財務局長官に申告書を提出しなければならない。該当する場合には、当該前暦月に各従たる事業者から受領した賃料額の明細を含むものとする。申告書の提出時に、徴収した税額的全額及び徴収していないが徴収すべき税額

の全額を、財務局長官に納付しなければならない。規定のある場合を除く。第 21.7.8 項に規定する場合を除き、事業者は、滞在者から徴収しておらず、かつ、徴収する義務のない税額について、財務局長官に納付する義務を負わない。本条に基づき事業者が徴収し、又は徴収すべき税額は、市に支払われるまで、市のために信託として保持されるものとする。本条に基づき徴収されたか否かを問わず、納付すべき税額の全額は、事業者が市に対して負う債務とみなされ、市への支払によってのみ消滅する。

第 8 項。有権者への提出。本条例は、市の有権者に提出される。本条例が投じられた票の過半数により承認された場合、本条例は有効となり、ここに定める該当条項は、その後 Los Angeles 市法規の一部とみなされる。

第 9 項。修正案。市議会は、本条例のいかなる規定も改正することができる。ただし、税を新たに課し、継続し、又は増額することとなる改正については、有権者の承認を要する。

第 10 項。可分性。本条例のいずれかの項、副項、条項、文章、句または、その適用、もしくはそのいずれかの部分が、管轄権を有する裁判所、または審判機関により違憲または無効と判断された場合でも、本条例のその他の項、副項、条項、文章、句、部分、またはその適用は、引き続き効力を有したものとする。この趣旨において本条例の各規定は可分である。さらに、有権者は、違憲または無効とされた項、副項、条項、文章、句、部分 または適用がなくても、本条例のすべての項、副項、条項、文章、句、部分および、適用を可決したであろうことを宣言する。

第 11 項。本法案は、市議会により本法案と同一の投票用紙に付されるものとして有権者に提出された、オンライン旅行会社及びプラットフォームに一時的宿泊税を適用することのみに関する投票法案を補完し、かつ、補足することを、市議会及び有権者が意図するものである。両法案が有権者の過半数の承認を得た場合には、両法案の規定は相互に補完的かつ補足的であり、相互に矛盾しないものとみなされ、両法案のすべての規定は施行され、有効とする。


有権者の権利章典


あなたには以下の権利があります

1. **登録済み有権者であれば、投票する権利があります。**以下の方には投票資格があります。
 - ★ カリフォルニアに居住する米国市民
 - ★ 現在、重罪の有罪判決による州または連邦の刑務所で禁固刑受刑者でない事、および
 - ★ 18 歳以上の方
 - ★ 現在、裁判所によって精神的に投票する能力がないと判断されていない方
 - ★ 現在お住いの地域で有権者登録なさっている方
2. **お名前が選挙人名簿に載っていない場合でも、登録済み有権者であれば、投票する権利があります。**
暫定投票用紙を使用して、投票することになります。あなたに投票資格があると選挙管理人が判定した場合、あなたの票は計上されます。
3. **投票所が閉まっても、列にまだ並んでいれば、投票する権利があります。**
4. **誰からも迷惑を掛けられず、またどのように投票するかを指示されずに、秘密投票様式で投票する権利があります。**
5. **書き損じた場合、まだ投票をお済みでない限り、新しい投票用紙を得る権利があります。**
あなたは、
新しい投票用紙を**投票所で選挙管理人に請求**できます。
選挙事務所もしくはあなたの投票所で、新しい**郵便投票用紙と交換**してもらえます。
または
暫定投票用紙を使用して投票できます。
6. **あなたの雇用主または労働組合の代表者以外であれば、あなたが選ぶ任意の方から、あなたの投票の手助けを受ける権利があります。**
7. **カリフォルニア州内にある任意の投票所で、記入済みの郵便投票用紙を提出する権利があります。**
8. **あなたの投票区で十分な人数の方がその言語を話す場合、英語以外の言語の選挙書類を得る権利があります。**
9. **選挙手順について選挙管理人に質問し、選挙過程を見学する権利があります。**質問した相手はその質問に答えられない場合、回答できる適切な人に対応させます。あなたが規律を乱すような場合は、あなたの質問の回答を止めさせて頂く事があります。
10. **違法または不正な選挙活動があれば、それを選挙管理人または州務長官に報告する権利があります。**

これらのいずれかの権利が拒否されたと思われる方は、秘密扱いとされる州務長官の有権者ホットライン、フリーダイヤル (800) 345-VOTE (8683) 迄お電話下さい。

 ウェブサイトからのご報告
www.sos.ca.gov

 電話でのご報告
(800) 345-VOTE (8683)

 Eメールでのご報告
elections@sos.ca.gov

有権者向けアクセス可能情報



アクセス可能および他の補助装置

(800) 815-2666、オプション 4 (Los Angeles 郡ホットライン)

LA 郡投票センターでは、車いすアクセス可能および場外投票をご利用いただけます。投票センター内には、投票支援機器が設置されています。



オーディオ録音 (213) 978-0444

すべての投票センターでオーディオ設備をご利用いただけます。

本冊子に掲載されている法案のオーディオ録音は、英語、アルメニア語、中国語、ペルシャ語、ヒンディー語、日本語、クメール語、韓国語、ロシア語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語で提供されています。これらの音声版は、当事務所のウェブサイト：clerk.lacity.gov/elections/multilingual-services および以下の場所でご提供しています。

Braille Institute Library
741 North Vermont Avenue
Los Angeles, CA 90029
(323) 660-3880

Central Library
630 West 5th Street
Los Angeles, CA 90071
(213) 228-7000

有権者は、オーディオ録音のコピーを当局へ申請できます。

Office of the City Clerk-Election Division
Attn: Audio Recordings
555 Ramirez Street, Space 300
Los Angeles, CA 90012



TTD 電話番号 (562) 462-2259

聴覚障害のある有権者のために、TTD 専用電話番号をご利用いただけます。



言語補助 (213) 978-0444

また市では、投票に関する資料を、アルメニア語、中国語、ペルシャ語、ヒンディー語、日本語、クメール語、韓国語、ロシア語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語でもご提供させていただきます。

あなたの投票オプション



郵便投票

- 郵送による返却
 - 選挙日までに消印が押され、7日以内に到着する必要があります。
- ドロップオフ
 - 投票用紙投函箱に提出
 - LA郡投票センターで提出

郵便投票用封筒の裏面に必ず署名してください！



投票センター

- 投票所にて投票
- 郵便投票用紙をドロップオフ



こちらをスキャン
してください！

投票センターの開設時間および場所を確認するにはスキャンしてください。

または locator.lavote.gov/locations/vc を閲覧してください。

早期投票！
投票センターの開設は
2026年5月23日